入居者だより

clean & creation 株式ホクタテ

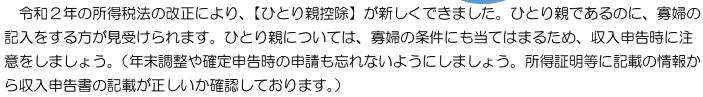
第5回 令和5年7月1日

発行:富山市営住宅管理事務所

電話:076-471-5291

◆収入申告時によく見られる不備◆

◎【ひとり親】【寡婦】の間違い



ひとり親	控除額:35 万円	名義人もしくは同居親族のうち、現に婚姻していない人、もしくは配偶者の
控除	(所得35万円未	生死が明らかでない人で「①年間所得が500万以下の人」「②生計を一にす
	満はその額)	る子(48万以下)を有する人」の <u>両方にあてはまる人</u>
寡婦控除	控除額:27万円	名義人もしくは同居親族でいずれかにあてはまる人
	(所得27万円未	(1)夫と離婚した後、婚姻していない人で、「①年間所得が500万以下の人」
	満はその額)	「②扶養親族を有する人」の <u>両方にあてはまる人</u>
		(2)夫と死別した後婚姻をしていない人、または夫の生死が明らかでない人
		で、年間所得が500万以下の人。

◎【障害者】手帳のコピーの添付のし忘れ

障害者の項目にOをつけただけでは、控除はつきません。障害者手帳もしくはマイナンバーカードのコピーが必要です。(療育手帳はマイナンバーカードが使えません)療育手帳をお持ちの方は等級 A・B の判定記載されている部分のコピーも忘れず添付してください。

◎マイナンバーカードの裏面コピーのし忘れ

裏面のコピーのし忘れや、番号隠しのフィルムをつけた状態のコピーが見受けられます。

◆世帯構成が変わった時は?◆

入居後に世帯の状況が変わった場合は手続きが必要になります。何か変更があった場合は、必要な手続き を忘れずに行ってください。

①同居親族異動届	・同居家族に異動(出生・転居・死亡など)があった場合に、届出をしてください。	
	・名義人が死亡または離婚などで退去した場合で、同居のご家族(配偶者、子 等)が引	
	き続き市営住宅を使用したいときは、『入居承継申請』を行い市の承認を受ける必要が	
	あります。	
②同居承認申請書	・市営住宅に一緒に申込をした親族以外の方を同居させようとする場合は、『同居承認申	
	請書』を提出し市の承認を受ける必要があります。	
	・世帯全員の所得を合算して、入居基準の所得を超える場合には同居は認められません。	
③入居承継申請書	・住宅の名義人が死亡または退去した場合、当該入居者と同居していた方が引き続き居住	
	を希望するときは、『入居承継申請書』を提出し、市の承認を受ける必要があります。	

◆冷房時の省エネ対策◆

暑い日は体調管理のために、冷房を使うことが多くなります。エアコンの使用について、少しでも消費電力を抑えるための工夫をしましょう。

- レースやカーテンなどで日差しをカットしましょう。
- ・扇風機を併用すると、涼しい空気をかくはんしてくれます。
- エアコンのフィルター清掃を月1~2回は行いましょう。フィルターが目詰まりを起こすと、エアコンの 利きが悪くなります。
- 室外機が日陰に置かれていないときは、日よけなどで直射日光を防ぎましょう。また、室外機の前面の吹き出し口の周りには物を置かず、風通しをよくしましょう。

◆住宅を長期間不在にされる方へ◆

住宅を15日以上、不在にされる方は市営住宅管理事務所へ「不在届」の提出をお願いいたします。誰にも知らせず、入院・旅行などで長期間不在にされた結果、心配された近隣の方より警察などへ通報されるケースが見受けられます。

また、問い合わせが市営住宅管理事務所に入った場合、緊急連絡先や、連帯保証人に状況確認 をする場合があります。変更があった場合はすみやかに届け出ください。



各種届出、退去申請、修繕等は「富山市営住宅管理事務所」で受付します

(ホクタテ本社では修繕、お問い合わせは受付できませんのでご注意ください)

【富山市営住宅管理事務所】

富山市新桜町6-15

Toyama Sakuraビル2階

【業務時間】8:30~17:15

【休業日】 +・日・祝および12月29日~1月3日

(※毎月第3土曜日は営業します)

〈夜間・休日について〉

夜間・休日の電話、窓口対応は行っておりません。ただし、<u>「人命に関わること」</u>および <u>「甚大な漏水や停電」</u>など緊急時に限りコールセンター(上記番号より自動転送)にて受け 付けております。

営業時間外で、修繕についてコールセンターに電話がつながり <u>にくい時</u>は、左記QRコードよりインターネット上から申し込む ことが可能です。



そのほかのお問い合わせは、業務時間内にご連絡下さい。



